

# 《特定計量器（はかり等）の定期検査フロー

特定計量器（はかり等）は、2年に1回の定期検査（又は計量士による代検査）に合格してはじめて取引や証明に継続使用ができます。【計量法第19条】

「はかり」を『取引』や『証明』に使用している

YES

取引や証明に使用している（例）

取引に使用

- ☐ 商店、スーパー等での計量販売
- ☐ 病院・薬局での薬の調剤
- ☐ 農産物・水産物等の出荷
- ☐ 運送業者等の荷物量の算出証明に使用
- ☐ 病院・学校等での身体検査
- ☐ 公共機関への証明・報告

『検定証印』又は『基準適合証印』が付されている

（検定証印）



（基準適合証印）



YES

今年中に受検時期が到来する  
（前回受検から2年を経過する）

『定期検査済証印』又は『代検査済証印』等の合格シールには、受検した年月が記載されています

例：令和5年5月に計量協会が検査をし合格したもの



※免除期間：出荷時の検定から1年以内

YES

検査を受けてください

NO

取引や証明には当たらない使用（例）

内部的な目安として使用

- ☐ 家庭や飲食店等での食材計量
- ☐ 家庭にある体重計（ヘルスメーター）
- ☐ 工場、農家等での原料の配合

定期検査は不要です

『取引』や『証明』には使用できません

『家庭用特定計量器技術基準適合』（丸正）マークがあるものも『取引』や『証明』には使用できません



NO

NO

次回の受検時期を御確認ください

- ◇西暦「偶数」年度  
宇城、上益城、八代、芦北、球磨
- ◇西暦「奇数」年度  
玉名、鹿本、菊池、阿蘇、天草

未受検の「はかり」や不合格となった「はかり」を取引や証明に使用すると計量法の罰則の対象となります

